

豊洲ふ頭内公園（愛称：豊洲ぐるりパーク）でのイベント開催について

豊洲ふ頭内公園（愛称：豊洲ぐるりパーク）でイベント開催を希望される場合は、指定管理者の許可が必要となります。以下をご確認頂き、必要書類のご準備・お手続きをお願い致します。

1. 必要書類について

①公園利用許可申請書

指定様式（word ファイル）に必要事項をご記入ください。

②企画書・その他必要書類

イベント内容について、以下の内容を含め具体的にまとめた資料作成をお願い致します。

<タイムスケジュール>

搬入や準備～片付け・撤収までを含めたもの。前日から公園内にて準備を行う場合はその段階からご記載ください。

<テント等設置物の配置図と利用範囲>

本部や受付などイベント開催時使用予定の物品の面積や配置、利用範囲がわかるもの。

<コース配置図(マラソン・ウォーキングイベント時)>

一般の公園利用者の妨げにならないように配慮してコースを設定願います。

一般の公園利用者が通行できるよう、1.8m幅以上の通路を園路両側に必ず確保してください。

<緊急時の対応、連絡マニュアル>

当日現場責任者の氏名・電話番号等や、緊急時の連絡体制図など。

③その他必要に応じて提出して頂く書類

<車両の進入経路がわかる書類>

車両での搬出入がある場合、台数・搬出入経路・搬出入時間を必ず記入ください。

園路の耐荷重の関係上、園内に乗り入れ可能な車両は総重量4t未満(※)となります。

※積荷だけでなく車両自体の荷重も含みます。

園内に乗り入れた車両は搬入後速やかに公園外へご移動ください。公園内に駐車はできません。

<参加募集枠が500名以上の場合>

参加募集枠が500名以上の場合は江東区の後援名義が必要となります。後援を受けましたらその書類の写しを公園側へご提出ください。

2. 申請～許可までの手続きについて

申請～許可までの手順は、①申請書類等提出 ②審査 ③利用料お支払い ④許可書発行となります。

①申請書類等提出

上記『1. 必要書類について』で該当する書類のご提出をお願い致します。

申請の受付期間は、原則として開催日の6か月前～7日前となります。

②審査

ご提出頂いた書類を弊社にて確認・審査致します。

修正・調整が必要な箇所がございましたら、該当箇所の再検討及び修正対応をお願いします。

③利用料お支払い

審査及びご修正等の対応が完了し最終版の申請書もご提出頂きましたら、ご申請頂いた利用面積からご利用料金を算出致します。お支払いはイベント開催前までをお願い致します。

お支払い方法は公園事務所にて直接お支払いもしくはお振込みとなりますので、ご希望の方法をお申し付けください。

お振込みの場合は入金確認を行う必要がある為、開催日直前の平日午前中までにお手続きをお願いします。

④許可書発行

ご利用料金の入金を確認できましたら、許可書を発行致します。

許可書発行完了のお知らせの後、9：00～17：00の間に当公園事務所までお越しください。

3. 利用料について

①公園利用料

江東区の都市公園条例により1㎡あたり45円、参加費等有料のものは90円となります。

面積の算出は、本部や受付等で利用する範囲の面積と、参加者数(1人あたり1㎡)を計算対象とします。なお、本部エリア等の規模が大きい場合はそこ全体が計算対象になる場合もございます。

①本部エリア等に参加者が滞留する場合

(本部や受付等のエリア全体面積+参加者数) × 45円又は90円

②参加者が順次移動し、滞留しない場合

(設置物の合計面積+参加者数) × 45円又は90円

準備や撤収を含め複数日にまたがる場合は上記計算×日数となります。

②時間外管理費

パークセンターの営業時間は9:00～17:00となっております。

営業時間外にイベント開催(設営・撤去含む)となる場合、別途管理費が必要となります。

- ・ 夜間、早朝 : 6,500円/時間 (17:00～22:00、5:00～9:00)
- ・ 深夜 : 7,500円/時間 (22:00～5:00)

4. 許可基準、注意事項について

①許可基準について

- ・公園の設置目的等に反しないこと。
- ・他の利用者及び公園施設の管理の妨げになる行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為はしないこと。
- ・公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し、他の公園利用者が利用できないようにしないこと。
- ・制限行為である趣旨を鑑み、最低限必要な期間（日数・時間）許可する為、申請時間内に準備・撤収が可能であること。
- ・公序良俗に反する内容でないこと。
- ・事後処理及び危機管理が適正になされること。
- ・公園のイメージを損なう内容でないこと。

②事前告知について

イベントの開催は事前に相談を受け付けております。申請受付は利用日の6か月前となっております。許可前の段階では一般向け告知は開催地を「予定」としてください。

③大規模なイベント開催

開催規模・参加人数によっては公園周辺の自治会や町会等の了承を得て頂く必要もございます。江東区の後援名義の取り付け等の手続きも発生しますので、余裕を持ったお手続きをお願い致します。

④イベント当日の物販について

イベント開催と併せて物販を希望される場合は別途ご相談ください。

原則として公園内では販売等の営業行為は不可とされており、許可をする場合も開催予定のイベントと関連性が強い物のみとしています。こちらの点を十分ご理解頂いた上で資料等をもって事前にご相談ください。

* ご連絡は下記連絡先までお願い致します。

〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目3番6号 豊洲公園内
豊洲ぐるりパークセンター

TEL:03-3520-8819 FAX:03-3520-8829

E-mail:event@toyosugururi.jp

豊洲ふ頭内公園 指定管理者 豊洲パークマネジメント JV